事 務 連 絡 令和5年12月22日

厚生労働省医政局医療経営支援課厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関への支援に関する「地域医療介護総合確保基金」の 活用について(食材料費関係)

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日発出した「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」(令和5年12月22日医政地発1222第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において、「食事療養を提供する人員体制を確保するための食材料費の高騰に対する支援に必要となる経費」に係る地域医療介護総合確保基金(医療分)(以下「基金」という。)の取扱いをお示ししましたが、本事業に係る基金の配分に当たっては、下記1のとおり令和6年2月15日(木)までに必要書類の提出をお願いいたします。

また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定。以下「経済対策」という。)において、医療機関の食材料費の高騰に対する支援について「2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。」とされており、過日、「医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について(食材料費関係)」(令和5年11月6日付け厚生労働省医政局総務課、同局医療経営支援課事務連絡)において「重点支援地方交付金」を活用した医療機関への食材料費の高騰に対する支援について支援事業の標準を示しつつ早期予算化をお願いしたところですが、これらの取扱いについて、下記2のとおり整理しましたので、ご連絡いたします。

なお、経済対策にあるとおり、政府として医療機関における入院時の食費の基準が、 長年据え置かれ、介護保険とも差が生じていることを踏まえ、診療報酬の見直しに向け た検討を行うことと併せ、それまでの間、早期かつ確実に支援を行うこととしているこ とに鑑み、診療報酬見直しまでの確実な支援について、重点支援地方交付金及び基金の 活用によって切れ目なく支援が行われるよう、引き続きご対応いただきますようお願い いたします。 1. 基金配分に係る調書の提出について

本事業については、他の事業とは別に調書の提出をお願いいたします。なお、令和 6年度当初予算成立後速やかに内示する予定です。

また、本事業を除く令和6年度基金事業における配分方針等については、別途、お 知らせいたします。

- (1) 提出期限: 令和6年2月15日(木)
- (2) 提出資料:様式2 (事業別詳細)、様式3 (個別事業調書)
- (3) 提出先:医政局地域医療計画課(shinkikin9@mhlw.go.jp)
- 2. 重点支援地方交付金及び基金による食材料費の高騰に対する支援について
- (1) 医療機関への食材料費の高騰に対する支援の流れについて
 - ① 令和5年10月1日から令和6年3月31日までは、重点支援地方交付金を活用した支援
 - ② 令和6年4月1日から診療報酬における食事療養費の見直しまでは、基金を活用した支援
- (2) 重点支援地方交付金を活用した支援の取扱いについて
 - ① 病院・有床診療所: 許可病床数 × 6,400円(1食当たり20円相当)
 - ※ 上記は、介護保険との差を踏まえた1食当たり 20 円相当を基礎に令和5年 度下半期の半年間を対象として許可病床数当たりの単価としています。
 - ※ 期間及び単価について、地域の実情を踏まえ、上記を上回って設定すること を否定するものではありません。
 - ② 令和5年度中に支援が対象医療機関あてに届くことを前提にした自治体内の事務手続き等を進めてください。
- (3) 基金を活用した支援の取扱いについて
 - ① 病院・有床診療所: 許可病床数 × 2ヶ月× 1,600円(1食当たり30円相当) ※ 上記は、令和6年度診療報酬改定に伴う入院時食事療養費の見直し(案)を踏まえた1食当たり30円相当を基礎に許可病床数当たりの月額単価です。
 - ② 令和6年度当初より事業化できるよう自治体内の事務手続き等を進めてください。
 - ※ 当該施策に必要な財源については、地域医療介護総合確保基金の枠内で事業 区分IV(国費 2/3)を増額することとし、必要な地方への配分額を増額するこ とにより、都道府県負担にも配慮することとしています。

<本件問い合わせ先>

(食材料費高騰関係)

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話: 03-5253-1111 内線 2620、2623、2609

(地域医療介護総合確保基金関係) 厚生労働省医政局地域医療計画課 電話:03-5253-1111 内線2665